



山形県公報

平成19年5月18日(金)

号 外(37)

目 次

条 例

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例..... (議 会) ... 1

本号で公布された条例のあらまし

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例 (県条例第43号) (議会)
常任委員会の委員の定数について、文教公安委員会及び農林水産委員会にあっては、7人とすることとした。

条 例

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年5月18日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第43号

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例

山形県議会委員会条例(昭和50年3月県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号及び第4号中「委員8人」を「委員7人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成19年5月18日印刷
平成19年5月18日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部登
電話 山形(631)2057 (631)2056